

会 議 録（公開部分）

会 議 名	平成29年度第12回野田市情報公開・個人情報保護審査会
議題及び議題毎の公開又は非公開の別	<p>1 個人情報取扱事務について（公開）</p> <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ のだまめ学校管理事務の事務開始届（介護保険課） ・ 野田市罹災証明書等交付に関する事務の事務開始届（防災安全課） ・ 避難所運営事務の事務開始届（防災安全課） ・ 水道使用者台帳の事務変更届（水道部業務課） ・ 水道料金等関連業務包括委託の事務変更届（水道部業務課） ・ 給水装置工事申込みの取扱事務の事務変更届（水道部工務課） ・ 管路台帳管理業務の事務変更届（水道部工務課） ・ 国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険給付に関する事務の事務変更届（国保年金課） ・ 救急報告書事務の事務変更届（消防本部警防課） <p>2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて（公開）</p> <p>パブリック・コメント手続の結果について</p>
日 時	平成30年2月27日（火）午前9時5分から午前11時7分まで
場 所	市役所5階 511・512会議室
出席委員氏名	須賀 昭徳、秦野 幹夫、遠藤 昭、高橋 澄江、松本 純子
事務局等	<p>実施機関 今村 繁（副市長）、佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）、高谷 亮介（総務課文書法規係主任主事）、山下 敏也（保健福祉部次長兼介護保険課長）、東風谷 一（介護保険課介護予防係長）、生嶋 浩幸（防災安全課長）、中村 剛志（防災安全課防災係長）、荘司 晃章（工務課長）、須賀田 実（工務課長補佐兼給水係長）、西澤 央（業務課業務係長）、山田 充子（国保年金課主幹兼課長補佐）、岡田 尚子（国保年金課国保給付係長）、染谷 伸一（消防本部警防課副主幹兼救急救助係長）</p> <p>事務局 佐賀 忠（総務部長）、富山 芳則（総務課長）、大月 聡（総務課主幹兼課長補佐）、日下部 安孝（総務課庶務係主査）</p>
傍 聴 者	6名
議 事	

平成29年度第12回野田市情報公開・個人情報保護審査会の会議結果（概要）は、次のとおりである。

1 個人情報取扱事務について（公開）

報告事項

- ・のだまめ学校管理事務の事務開始届（介護保険課）

山下次長 個人情報の保存期間として、今回は5年及び常用としておりましたが、「その他」ということで「学生登録の申込用紙及び出前講座依頼申請書にあっては5年、受講者管理簿にあっては受講者登録の抹消まで」としたいと思います。あわせて、個人情報の記録項目の「社会生活」の欄について、前回チェックが入っておりませんでした。団体活動歴にチェックをさせていただいております。さらに「個人情報の収集先」についても、居場所が分からない人について、本人以外からも住基などから情報を収集する必要がありますので、「実施機関内部」にチェックを付けました。1号にも住民基本台帳法を記載させていただいております。

須賀会長 何か意見等あるか。なければのだまめ学校管理事務の事務開始届を承認してよろしいか。

（異議無し）

- ・野田市罹災証明書等交付に関する事務の事務開始届（防災安全課）

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 この事務開始届は、初めて行われる事務なのか。今まではどうしていたのか。

中村係長 これまでも交付しておりましたが、届出が漏れておりました。申し訳ございません。今回は、罹災証明書交付に関する要綱を定めたことに伴い、必要書類等が定まりましたので、届出をしたものです。

遠藤委員 それは最初に説明していただきたい。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ野田市罹災証明書等交付に関する事務の事務開始届を承認してよろしいか。

（異議無し）

- ・避難所運営事務の事務開始届（防災安全課）

担当者から概要の説明を受けた。

遠藤委員 個人情報の記録項目の上に「本籍・国籍」があって、本籍が削除されているように見えるが、どういうことか。

中村係長 国籍につきましては、災害対策基本法施行令の規定に基づき、要配慮者の対応を行う必要があります。例えば日本語が理解できない外国人に対しては、当該外国人が疎外感を感じないように同じ国籍の方々にまとめて居住組にするなどの配慮を行うことも想定しております。本籍については収集の必要がありませんので、削除しております。

遠藤委員 記録項目の「資格」にチェックが入っているが、これは何を想定しているのか。

中村係長 避難所の生活に当たり、工事などの手作業、日曜大工などの自分でできること、実際に避難所に避難されている方々で運営を行っていただくものですので、例えば外国語をできる方なども含めまして、そういった特技があれば実際に避難所に避難される方にとって有効に役立つこともありますので、なるべく記入していただき、実際に運営側として役立っていただければと思っています。

遠藤委員 今の例は、資格ではない気がするが。資格というのは何か認定を受けているものではないか。

中村係長 避難者カードの中に「特技・資格」という欄があり、特技は今申し上げたとおりなのですが、資格も、例えば運転免許などを想定し、避難所の運営において役に立つものをなるべく把握できるよう収集いたします。

生嶋課長 資格の例として、調理師、看護師、医師という方が避難所に避難者として入ることがあります。避難所を自主的に運営していく中では有資格者の存在が重要になってくると思いますので、資格を避難者カードの中で知っておきたいということです。

遠藤委員 別紙の方だが、居住組別非難者名簿の「居住組別」という言葉は言葉として初めて聞くものだが、どういうものなのか。避難所の中でどう生活するかということでの組別ということなのか。

中村係長 避難者は、その居住地区を基本として、「居住組」に分けるよう想定しております。余談ですが、一つの組について、人数は大体30人、居住地区を基本としながらも、女性のみ世帯、乳幼児や高齢者、障がいのある方がいる世帯を可能な限り同じような条件の家族同士一緒になるようにということを配慮して決めていきたいと考えております。

秦野委員 安否確認の照会について、照会に際して対応というのは、避難所に入所する人の意向だけなのか、運営側はノータッチなのか。もう1点は、実際に同意を求めるとき、同意するかしないかを聞くだけなのか。実際には、どういう形で確認するのか。その点を教えてほしい。

生嶋課長 東日本大震災の際に、避難者がどこの避難所にいるのか、津波ということもあったことから、自分の地域ではない所に避難している可能性もありました。仕事に出てた人が自宅に帰ったら、周りに何も無いということがあって、どこの避難所か分からないというような形です。また、テレビ局やインターネット上で避難者の状況を写真で撮ったものをアップして、この避難所に誰がいるかということ公開するということもありました。これは、避難者カードが公開についての個人情報の確認をしていなかったことに原因があると、後々言われております。この段階で安否情報の照会があったときに、公開して

良いか確認しておくことが重要だと考えております。私どもで親族や家族、同居人からの照会のみを希望するのか、知人や友達からの照会も考慮して良いか、もっと広い範囲で誰からでも、報道機関などであっても良いかという3段階で希望確認を行うことを考えております。

遠藤委員 秦野委員の質問は口頭で確認するのかということだったと思うが、避難者カードにそういった文言を入れる予定なのか、それとも口頭で確認するという方向か。

中村係長 避難者カードの裏面の下の方に、安否情報の情報開示について、「親類や同居者」「知人からの照会」「上記以外の照会」に対する回答を希望するか希望しないかを選択できるような形になっております。

松本委員 マニュアルの原本は、災害対策基本法にあるものか、それとも市独自のものか。

生嶋課長 マニュアルの表記については、野田市の地域防災計画の中で定めております。これはあくまでマニュアルですので、様式などはそのまま使っていただくことになるとは思いますが、実際の避難所の運営委員会をどのように組織立てをするかということなどはケースバイケースとなると思います。例えば、一つの学校に100人避難者がいるとして、市内56か所の避難所がありますので、全てに100人の避難者が来るのか、局地的な被害で、そこに200人来るのか、それによって運営の方法や市の支援の方法も変わってきますので、一つの目安としてマニュアルとして定めておきましょうというのが地域防災計画の中で定めているところです。その一つとして全体の目安としてのマニュアルが作られておりまして、その中で集まったところでこういった情報を集めておいた方が、後で運営するのに役に立ちますよというやり方で、避難カードを作成させていただいております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ避難所運営事務の事務開始届を承認してよろしいか。

(異議無し)

- ・水道使用者台帳の事務変更届(水道部業務課)
- ・水道料金等関連業務包括委託の事務変更届(水道部業務課)
- ・給水装置工事申込みの取扱事務の事務変更届(水道部工務課)
- ・管路台帳管理業務の事務変更届(水道部工務課)

関連する事務であるため、合わせて担当者から概要の説明を受けた。

須賀会長 水道使用者台帳の事務変更届について質問はあるか。

遠藤委員 委託する場合の業者に対する個人情報の徹底の措置をどうされているのか説明してほしい。

西澤係長 契約の段階で個人情報に関する条例等を遵守するよう規約にも書いておりますし、それが実施されているかということにつきましては、毎月事務所

を訪問して書類の検査を行っているところです。システムについても外部に漏れないような対策、例えば専用回線を敷いて、インターネットにはつながらないような状況にしていたり、あるいはUSBなどの記録媒体は原則使用しない、使用する場合はパスワードを徹底するなどの対策を講じております。

日下部主査 個人情報の保護措置については、市長部局と同様に、本日の「パブリック・コメント手続の結果について」の資料に添付した「個人情報の保護に関する特記事項」を水道部の契約にも添付し、保護措置を講じております。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ水道使用者台帳の事務変更届を承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 引き続いて水道料金等関連業務包括委託の事務変更届について質問はあるか。

個人情報の記録項目の 家庭生活の「家族状況」はどんな情報か。

西澤係長 家族内の使用する人数を書いてもらいます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ水道使用者台帳の事務変更届を承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 引き続いて給水装置工事申込みの取扱事務の事務変更届について質問はあるか。なければ承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 引き続いて管路台帳管理業務の事務変更届について質問はあるか。

遠藤委員 別紙の「データ入力後」は「業務のオンラインシステムに左右されることなく給水情報を検索し、迅速に漏水防止を行うことができる」とあるが、これはこういった意味か。

荘司課長 こちらは水道部単独のネットワークを組んでおりますので、ほかのものにはあまり左右されないということになります。

遠藤委員 水道のこれはオンラインシステムではなかったか。そのオンラインシステムに左右されることなくという意味で読んでしまった。

荘司課長 これは料金システムとは別個で動いておりまして、あくまでも給水の申込みとか管路の申込みとか、それぞれ単独で動いているものでございます。

遠藤委員 表現を変えた方が分かりやすいと思う。料金システムとは全く関係がなく、配給水管のオンラインシステムを利用して、ということであれば、それだけを書いた方がいいような気がする。

富山課長 では、そのようなことが分かるように別紙を修正させていただきます。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければ給水装置工事申込みの取扱事務の事務変更届を承認してよろしいか。

(異議無し)

・国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険給付に関する事務の事務変更届
(国保年金課)

・救急報告書事務の事務変更届(消防本部警防課)

関連する事務であるため、合わせて担当者から概要の説明を受けた。

秦野委員 第三者行為による給付の事実の実態が全国的にも把握しづらいということは分かるが、野田市としてはどのくらいの数を把握しているのか。

山田主幹 平成28年度の実績で申しますと、相談件数は124件あり、交通事故以外は49件、それ以外は交通事故と把握しております。

秦野委員 救急業務記録を入手することによって、把握できる数はかなり多くなるのか。

岡田係長 交通事故の件数は、平成29年1月から12月までで614件ということで聞いております。そのうちの3割ほどが国保の被保険者であると考えますので、こちらが把握している件数よりも多いと推計されますので、交通事故による給付が把握できるのではないかと考えております。

遠藤委員 レセプトの点検等により第三者行為による給付を防ぐ努力をしているということだが、何件くらいが実を結んでいるのか。

岡田係長 レセプトによる発見については、毎月10件程度は第三者行為による給付が疑われるものを発見するのですが、結果として第三者行為による給付であったものは28年度で2件となっております。

遠藤委員 弁護士業務でも交通事故に関することを扱うのだが、加害者の方が被害者の方に対して、健康保険を使って治療をするよう依頼する場合があります、被害者の立場からすれば、加害者が自主的に現金で払う場合と、健康保険で3割負担とか1割負担にして、その負担分を加害者が支払う場合と、結果として同じになるので、被害者としては余り文句を言わないと思うのだが、最近は保険会社が協力しているという話をよく聞く。県単位でこういったことを進めているのではないかと思うが、その辺りについて説明を求める。

岡田係長 厚生労働省からの通知を受けまして、千葉県が各保険者に対し、第三者求償行為傷病届に係る損害保険関係団体との取決めの締結を行うため、取決め内容の意向調査を実施しました。その調査で把握した各保険者の意向を受け、千葉県国民健康保険団体連合会と各保険者と一般財団法人日本損害保険協会とで「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」を締結し、平成28年度から連携をしております。

遠藤委員 協力をしない損害保険会社等はあるか。ほとんどが協力をしているというのが実情か。

岡田係長 日本損害保険協会は数多くの保険関係の組合の委任に基づき、代表して覚書を締結していますので、協力をしない会社というのは、組合に加盟して

いない会社であり、数は少ないだろうと考えます。

遠藤委員 そういった損害保険会社等の協力があれば、かなりカバーできるということはないか。

岡田係長 今回消防から提供を受ける情報には交通事故のほか、加害や自損行為に当たるものも含まれますので、損害保険会社の協力だけでは全てカバーするのは難しいと考えております。

遠藤委員 交通事故であればかなりの数をカバーするのではないかと思うが。

岡田係長 交通事故であればかなりの数をカバーすると思います。

秦野委員 個人情報保存期間は、消防は3年だが、国保は5年となっているのはなぜか。

岡田係長 保険給付は5年間有効となっておりますので、その間に求償事務を進める上で、話し合いがすぐに終わらない場合もあるため、5年間保存させていただきたいと考えております。

遠藤委員 救急業務記録簿のうち必要なものだけを提供、収集するのだが、その選別はどのようにどちらが行うのか。

岡田係長 記録簿には「種別」という項目があり、まず消防が第三者行為に該当する「種別」により選別し、その後、国保年金課が被保険者であるものを氏名や住所により選別します。

遠藤委員 救急業務記録簿そのものの提供を受けるのか、一部を墨塗りしたものの提供を受けるのか、誰がどのように行うのか。

岡田係長 救急業務記録簿をExcelファイルにより管理しているため、必要な項目だけ提供を受けます。

遠藤委員 その作業は誰がやるのか。

岡田係長 消防でやっていただきます。

遠藤委員 もともとExcelで作成しているものか。

染谷副主幹 そのとおりです。

遠藤委員 そこから絞ればいいのか。

染谷副主幹 そうです。

松本委員 レセプトの点検業務による交通事故の可能性のあるレセプトを抽出するとあるが、この作業は誰が行うのか。

岡田係長 市のレセプト点検員が行っています。

遠藤委員 救急業務記録簿に職業の欄があるが、職業まで提供を受ける必要はあるか。

岡田係長 職業につきましては、「会社員」と書かれている場合は、社会保険の加入者であると考えてよいかと思うが、それが国保の加入者であった場合には、二重加入の可能性もあるため、職業の情報の提供を受け、第三者求償とは違うのですが、「医療費の適正化」ということで、併せて社会保険なのか、国

民健康保険のままでいいのかという確認を行いたいと考えております。

遠藤委員 目的外のような気がするが。今回の報告の目的とは違うと思うが。

岡田係長 「自営業」と記載されていれば国民健康保険でなければならないと思われるので、その選別をさせていただきたいというのがきっかけなのですが、もし「会社員」という記載であった場合には、それも併せて確認させていただいた方がよろしいかと考えました。

須賀会長 それが目的外利用ではないかということであるのだが。

遠藤委員 自営業なら目的外ではないと思う。

須賀会長 ほかに意見等あるか。なければまず、国民健康保険に係る被保険者資格の管理及び保険給付に関する事務の事務変更届を承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 次に救急報告書事務の事務変更届を承認してよろしいか。

(異議無し)

2 諮問事項 個人情報保護制度の運用の見直しについて(公開)

・パブリック・コメント手続の結果について

事務局から説明を受けた。

遠藤委員 16項の損害賠償、これがよく分からないのだが、「受注者の故意又は過失を問わず」というのは無過失責任ということだが、そういう損害賠償の制度は良いのか。その後に「受注者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより」とあるが、通常、特記事項の内容に違反したり、怠ったりしたら過失があると推定される話だと思し、「故意、過失を問わず」とはどんな意図で入れたのか。無過失責任を契約で相手に負わせるというのは、通常ないことである。とにかく契約を違反したらということであれば、強い牽制にはなると思うが、無過失の場合にも損害賠償の責任があるというのはどうかと思う。

日下部主査 総務省が作成した個人情報の委託のときの取扱いに関する特記仕様書の雛形というものがございまして、その中で故意又は過失を問わず特記事項の内容に違反した場合は損害を賠償しなければならないという規定が定められておりまして、それに沿って作成いたしました。

遠藤委員 繰り返すが、特記事項の内容に違反した場合は、過失が推定されるのではないか。それをわざわざ過失を問わずと書かなくてはならないのか。

須賀会長 過失無過失を問わず、情報が漏れたら損害があるから、という意味での損害賠償か。

遠藤委員 民法的にこの行為は有効なのか。

須賀会長 故意又は過失以外では、民法上は問えない。

遠藤委員 契約関係に無過失責任はないと思う。

日下部主査 特記事項のその部分につきましては再考させていただきます。

遠藤委員 国がそう書いているのだから間違いないだろうというのも一つの根拠

ではあるが、やはり野田市の法律顧問弁護士に聞いた方が良いと思う。

賛成意見だが、4項をこれだけ具体的に書くことは良いことだと思う。

松本委員 意見 に関する意見に対する対応案だが、誠に親切だとは思っている、ここまで文章にする必要があるのかと思う。

富山課長 こちらの修正案については、本人開示請求対応マニュアルとして、職員が窓口で対応するに当たって、請求者に丁寧に説明することを忘れないようにというものでございまして、ここまではっきり具体的に書かせていただいております。

須賀会長 ほかに質問等あるか。

日下部主査 契約書の特記事項の第16項の損害賠償の部分については、次回、通常の個人情報の取扱いの報告事項のように提出させていただきます。

本日は、パブリック・コメント手続の意見に対する対応案について、承認していただければ、個人情報保護制度の運用の見直しといたしましては、完結という形になりますので、答申をお願いしたいと考えております。

特記事項につきましては別枠という形で、あくまで通常の個人情報の取扱いというところで次回改めて出させていただきます。

須賀会長 ほかに質問等あるか。なければ、パブリック・コメント手続の結果についてを承認してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 それでは事務局案のとおり決定する。特記事項の損害賠償の項については再検討願う。以上で、当審査会に平成28年8月31日付で諮問された、個人情報保護制度の運用の見直しについての審議が全て終了し、決定した。それでは、答申書については休憩をはさみ、会長が作成するというところでよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 答申書の作成のため、暫時休憩とする。

【暫時休憩】

須賀会長 それでは再開する。今配布した答申案について、これで答申してよろしいか。

(異議無し)

須賀会長 それでは、承認を頂いたので答申を行う。

須賀会長が答申を行う。

今村副市長 振り返ると、1年半かかってしまいました。本来ですと、去年の今頃という形でやり始めたはずなのですが、いろいろな御意見を頂いた中で、事務が遅延をしてしまい、申し訳ございませんでした。結果として非常に良いものができたと思っております。大変ありがとうございました。引き続いて、情報公開条例の手引を見直すわけですが、これも既に遅れ気味ということでは

けれども、なるべく遅れないよう事務を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

遠藤委員 先ほどの特記事項の話だが、繰り返すが、一般的には過失は推定されると思うが、損害賠償を請求した時に、無過失責任は公序良俗に反する、無効だ、と主張されたらどうするかというところを検討してほしい。

今村副市長 再委託や派遣労働者等にもこれを遵守させなくてはならないという規定があります。これについては、いくら受託者が教育したとしても、相手が故意であるとすると、その場合も過失となるのでしょうか。故意の人には勝てないという意味で過失という言葉を書いたのかなという気もします。

遠藤委員 やはりそれは管理責任で過失があるということではないだろうか。ベネッセの事件で個人情報情報を漏れさせたのは契約社員であったが、それでも過失責任はある。過失が推定されると思うが、条文で正面から無過失でと書くのはいいのかと気になる。牽制になることは間違いないが。

須賀会長 不平不満を持つものが情報を漏らすということはどこでもありがちな話である。そうすると管理責任という話になるか。

遠藤委員 そうなると、USBの持込みを事実上認めてしまっているのが問題となる。

須賀会長 その辺りは、国の意見を参考に、顧問弁護士にしっかり確認してほしい。以上で第12回野田市情報公開・個人情報保護審査会を終了する。

以上